

水道水中に含まれる放射性物質のゲルマニウム半導体検出器による測定結果について(2025年)

平成24年4月1日から、水道水中の放射性セシウム(セシウム134及び137の合計)について新たな基準(目標)値「10ベクレル/kg(1kg当たり10ベクレル)」が設定されました。

- (1)検査機関 神奈川県内広域水道企業団 広域水質管理センター
(2)測定方法 ゲルマニウム半導体検出器
(3)測定結果 結果は、新基準(目標)値をいずれも下回り不検出(検出限界値未満)でした。
表中、「不検出」とは放射性物質を測定する装置の測定できる最低の濃度(検出限界値)を下回ったことを表します。

2025年				
採水時	測定日	採水場所	セシウム134	セシウム137
5月7日10時	5月9日	走水水源地原水	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.6)
		走水水源地浄水	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.8)
5月8日10時	5月9日	有馬浄水場原水	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)
		有馬浄水場浄水	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.7)

【事務担当は、上下水道局技術部浄水課 直通046(822)7898】